

教職員の非違行為の根絶に向けた取組について

R5.9 教育委員会

1 非違行為等の増加の背景（専門家の分析）

- ・ コロナ禍においては、感染防止の徹底から、教職員によるグループでのワークショップなど、対面形式による研修は大幅な制約を余儀なくされた。このため、教職員間で早い段階で悩みを共有できたり、窮状に気付く職場環境が形成されずに、悩みを持つ教職員が孤立化し、コントロールできなくなったストレスの発散の先が弱い立場の者へと向いたのではないか。
- ・ 同時に、ワークショップ形式の研修が制限されたことにより、校内研修においては、非違行為の防止対策が関係資料の配布や職員会議等における校長からの一方的な説明などに留まり、教職員の「心に響く研修」が不足していたのではないか。

2 非違行為の根絶に向けた取組

（１）『わいせつ行為根絶のための特別対策』（H28.10策定、H31.4改訂）の再徹底

《特に取り組む内容》

- ・ 校内研修におけるワークショップ研修の確実な実施
教職員間で早い段階で悩みを共有できたり、悩みを抱える教職員の窮状に気が付くことのできる職場環境の醸成を図るとともに、教職員間の無関心を防ぎ、互いにチーム学校について語り合い、また、「自分だったらどうするか」という意識を高められるよう、小グループなどによるワークショップを行う。（例：CAPプログラム等）
- ・ 校内研修における「早期発見・初動対応等」に関する動画の活用
校内研修の活性化のため、令和5年3月に文部科学省が作成した研修動画を全教職員が視聴し、自校で起きた場合の対応について教職員間で話し合う。
- ・ 校内ルールの再確認・更新及び徹底
（例：児童生徒とのSNSの禁止、不必要な身体接触をしないなど）
- ・ 非違行為防止のための校内の物理的環境の点検
- ・ セクシャルハラスメントに関する最新情報のアップデート
セクハラとなりうる行為を明示したリーフレット等の配布

（２）特別対策に加えて今後実施を検討していく取組

- ・ 初任者及び管理職を対象とした外部専門家による研修
新規採用教職員への児童生徒との適切な距離の取り方等対応、管理職の認識・マネジメント等対応力の向上
- ・ 非違行為防止研修における「ファシリテーター」養成研修
校内のワークショップ研修において不可欠な「ファシリテーター」役の教職員の養成
- ・ 会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む全教職員を対象とした個別面談のあり方
- ・ 教員採用選考時における適性検査方法の見直し

わいせつな行為根絶のための特別対策（改訂）

平成 28 年 10 月 26 日
改訂 平成 31 年 4 月 19 日
長野県教育委員会

平成 25 年 7 月から実施している「信州教育の信頼回復に向けた行動計画」に加え、わいせつな行為根絶のための特別対策を迅速かつ重点的に取り組む。

なお、この対策は、必要に応じて随時追加・見直しを行い、継続的に実施していく。

1 校内研修の充実・改善及び校内ルールの明文化

(1) 研修を行う際、小グループでのワークショップ形式を必ず組み込むことにより、同僚との対話を通じて自分自身を率直に出し合い、自己を認識することや他者を理解する力を養う。

(2) 相談しやすい環境をつくるため、同世代や同性のグループで研修を行う。

(3) 校内ルールの明文化と周知徹底

ア 県教育委員会共通ルールを策定し、そのルールをもとに学校ごとの校内ルールを明確化する。

イ 「教師は児童・生徒に対して優位な立場にあることを踏まえ、どんな場合でも児童・生徒に対するわいせつな行為は一切許されないこと」や「校内ルール」について、学校だより、ホームページ、校長講話等で教職員、児童・生徒や保護者に周知する。

(4) 通報窓口の周知徹底

ア 各学校が設置している校内通報窓口を周知する。

イ 教職員から教育長・弁護士に直接通報できる「教職員通報・相談窓口」を周知する。

ウ 児童・生徒や保護者から直接連絡できる「学校生活相談センター」や「子ども支援センター」を周知する。

(5) 根底にある人権意識・人権感覚の育成

人権教育を徹底して実施する。その中で具体的な対処法を身に付けるための児童・生徒や教職員等を対象としたワークショップなどを実施する。(例 CAPプログラム等)

2 校外研修の充実・改善

一人ひとりが自分ごととするため、ライフステージ別研修にワークショップ形式を組み込むとともに専門家による研修を行う。

3 専門家の監修による研修テキスト作成や事例集の改訂

最新の理論・知見を導入して、随時テキスト等の改訂を行う。

4 自己分析支援チェックシートの活用と相談窓口の提供

自分が陥りやすい危険性を理解し、防止に向け自ら行動するため、わいせつな行為に対する自己分析支援チェックシートを活用し、その結果により、相談が必要となった者が未然防止のためのアドバイス等を受けるため、相談窓口の提供を行う。

5 採用前におけるわいせつな行為防止研修

わいせつな行為は、被害者の人権を傷つけることはもとより、自分の身分や家族、社会に与える影響が重大であることを理解させるため、採用予定者に対して任用前に事例を用いて具体的に説明する。(人権意識の醸成)

6 教員養成大学と連携して法令遵守の意識を養う講習の実施

教員を目指す学生の規範意識を養うため、県教育委員会の教職員等が講師となって講習を行う。

7 物理的環境の整備

外から中の様子が見えない部屋について、ドアへの小窓を設置する、窓ガラスへのポスター等の掲示を禁止するなどの改善を図る。